新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程(昭和 41 年新潟県病院局管理規程第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	支 (多	第2多	と関係	T \ 1		改 正 後							前		
	区	別表 (第2条関係) 行政財産使用料の基準							別表 (第2条関係) 行政財産使用料の基準						
		使用	の種	類	単位	使用料(単位 円)		区	使月	月の種	類	単位	使用料(単位 円)		
	分							分							
	土	(略)					土	(略	字)						
	土地	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの 固	建物又はこれに類するものの敷地(資	管理	!台帳価	地方統領 25年349条課 42年26年26年26年26年26年26年27年349条課 42年26年26年26年26年26年26年26年26年26年27年34年27年34年27年34年27年34年27年34年27年34年27年34年34年34年34年34年34年34年34年34年34年34年34年34年		土地	電気通信施設その他これに類するもの以外のもの 固	建物又はこれに類するものの敷地(資産)	E 管理	自台帳価	地年349 生生に(7 第第第法を方の格長のにて乗りは帳格1 7 第第第第次の格長のにて乗りは帳格1 7 第第第第十十十二(7 第第 19 則別用法をを定して乗りにのは、、、の3 年間のは、、の3 年間のは、、の3 年間のでのでのいて1 2 年の1、000分割に額である。 1、000分割に数 1、0000分割に数 1、000分割に数 1、000分割に数 1、000分割に数 1、000分割に数 1、000分割に数 1、000分割		
	物	土地使用料相当額の12分の1(借地については県が負担している地代相当月額) を加算した額に 1.08 を乗じて得た額を月額とする。							物 土地使用料相当額の12分の1(借地については県が負担している地代相当月額) を加算した額に 1.05 を乗じて得た額を月額とする。						
	(略)							(略)							
L									•						

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以降納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。